

太監事第28-1号
平成23年12月13日

太子町長 首藤 正弘 様

太子町監査委員 森 川 勝

太子町監査委員 清 原 良典

定期監査結果報告書の提出について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査報告書

1. 監査期間 平成 23 年 10 月 17 日（月）から 11 月 14 日（月）まで

2. 監査場所 委員会室南・各施設

3. 監査月日と対象

月 日	所 属 名
10 月 17 日	上下水道事業所、街づくり課、社会福祉課、斑鳩保育所
10 月 18 日	財政課、税務課、さわやか健康課
10 月 26 日	企画政策課、総務課、町民課、生活環境課
10 月 27 日	給食センター、管理課
11 月 7 日	龍田小学校、太田小学校、体育館、図書館、文化会館、中央公民館、歴史資料館、社会教育課
11 月 14 日	産業経済課、会計課、議会事務局、太子東中学校、太子西中学校

4. 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

（1）収入事務

（2）支出事務

- ① 負担金、補助及び交付金の状況について
- ② 委託契約状況について
- ③ 財産及び備品の購入及び管理状況について
- ④ 工事及び修繕の状況について
- ⑤ 管理経費の状況について

（3）その他

各課の取り組みについて

5. 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について

監査の結果、適正に執行されているものと認められた。

（1）収入事務

①徴収事務

町税の滞納額は年々増加し、それに伴い不納欠損額も逐増して、最近 5 ヶ年では最多の処理額となっている。

税、使用料等全ての滞納が町財政の圧迫要因となっていることを考えると、収納率の向上は最重要課題の一つである。水道料金のコンビニ収納の開始等、方策を講じている努力は認めるものの、収納率の改善には至っていない。負担の公平性の見地から、支払困難者への分納誓約の推進、悪質な滞納者への強制執行や、徴収員に対する成果配分の検討などあらゆる方策を講じて、滞納回収に向けて強い危機感を持つでの取り組みが大事である。

②現金取扱い事務

公金の収支及び現金残高は毎月の例月出納検査で検証しており、各課に預けている
つり銭用の現金管理状況についても会計課で随時確認されている。

また、し尿処理券は金券であることから、会計管理者立会いのもと定期的に在庫の
照合を行うこと。

(2) 支出事務

①経常的経費について

管理経費及び事務経費は節減に努められ、電気代、ガス代、水道・下水道使用料、電
話代等いずれも多少の増減はあるが、概ね適正に執行されているものと認める。施設
老朽化による漏水箇所が複数見受けられるが、今後も日常点検を確実に行っていただ
きたい。

②財産、備品について

備品管理について、学校以外は備品管理システムで、学校は管理台帳をもつての備
品の保管状態は概ね適正であると認めるが、一部の学校で在庫数の確認が不十分であ
るため管理台帳と在庫数の確認を願いたい。

③委託料について

各種委託料のうち、電算システム関係が折衝の結果安価になっているほかはほぼ前
年並みとなっている。随意契約のうち、特定業者に限定される契約については、安易
に処理しないよう常に留意するとともに、提示金額が妥当なものか類似契約の情報収
集を行いながら、値引き交渉に努められたい。

④工事及び修繕について

工事や修繕の発注について特記するものは無いが、今後も引き続き透明性、公平性、
競争性の原則に則って取り組まれたい。

⑤負担金、補助金及び交付金について

各課が所管する負担金等については、多くの課で従来からの見直しによって一巡済
みとの見解であるが、財政状況厳しい折から、更なる歳出削減に向け各交付団体の決
算報告を検証して、負担金等の必要性及び妥当性を検討願いたい。

(3) その他

町民に対するサービスの一環として制度化しているもののうち、永年に亘って利用
されていないものが見受けられる。その原因が何によるものかを解明し、必要により
制度の見直しを図るなど各課における住民サービス制度の利用状況を検証願いたい。